

表彰

平成28年度静岡県知事表彰  
 地域のために活動を続けてきた方です  
 問い合わせ 秘書広報課 戸塚 ☎(23) 0052

環境保全功労

「平成28年度静岡県知事表彰」受賞者が発表され、本市からは、**象田雅史さん**（細江区）が11月3日の文化の日に、川勝平太知事から表彰されました。



環境保全功労の県知事表彰を受けた象田さん



坂口谷川の河川敷で彼岸花とかかし祭りを毎年開催

税金

平成29年度課税  
 軽自動車税の重課・軽課について  
 問い合わせ 税務課 榎葉 ☎(23) 0035

三輪および四輪以上の軽自動車の税率区分早見表

最初の新規検査を受けた年月	課税年度														
	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
平成14年12月以前															
平成15年1月～平成16年3月															
平成16年4月～平成17年3月															
平成17年4月～平成18年3月															
平成18年4月～平成19年3月															
平成19年4月～平成20年3月															
平成20年4月～平成21年3月															
平成21年4月～平成22年3月															
平成22年4月～平成23年3月															
平成23年4月～平成24年3月															
平成24年4月～平成25年3月															
平成25年4月～平成26年3月															
平成26年4月～平成27年3月															
平成27年4月～平成28年3月															
平成28年4月～平成29年3月															

① 軽自動車（四輪）の税率

軽自動車（四輪）は、最初の新規検査を受けた年月によって、税率が異なります。平成16年3月以前に新規検査を受けた車両（13年経過車）は、平成29年度から重課税率になります。

車種区分	税率			
	新税率 (1)	据え置き税率 (2)	重課税率 (3)	
乗用	営業用	6,900円	5,500円	8,200円
	自家用	10,800円	7,200円	12,900円
貨物	営業用	3,800円	3,000円	4,500円
	自家用	5,000円	4,000円	6,000円

■最初の新規検査を受けた年月  
 (1) =平成27年4月以降  
 (2) =平成16年4月から平成27年3月  
 (3) =平成16年3月以前（13年経過車）

② グリーン化特例（軽課税率）

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽自動車で、一定の環境性能を有する車両は、平成29年度分に限り軽課税率が適用されます。

車種区分	軽課税率（年額）			
	電気自動車・天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリット車		
		基準A（おおむね75%軽減）	基準B（おおむね50%軽減）	基準C（おおむね25%軽減）
乗用	営業用	2,700円	5,400円	8,100円
	自家用	1,800円	3,500円	5,200円
貨物	営業用	1,300円	2,500円	3,800円
	自家用	1,000円	1,900円	2,900円

■基準A = 電気自動車・天然ガス自動車  
 ■基準B = 乗用（平成32年度燃費基準+20%達成車）・貨物（平成27年度燃費基準+35%達成車）  
 ■基準C = 乗用（平成32年度燃費基準）・貨物（平成27年度燃費基準+15%達成車）  
 \*基準B・Cは、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★）に限る。

税金

固定資産税は1月1日現在の固定資産所有者に課税されます  
 固定資産税についてお知らせします  
 問い合わせ 税務課 鈴木 ☎(23) 0035

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日現在における市内の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に課税される地方税です。  
 固定資産税は、年の途中の売買や相続などにより所有権が移転した場合でも、その年度分は1月1日現在の所有者に課税されます。  
 この税は、市税全体の半分以上を占めており、市民サービスや公共事業などを行うための重要な財源となっています。

納税義務者

固定資産税を納めていただく人は、原則として固定資産の所有者です。

税額の算出方法

固定資産税額は「課税標準額×税率」により算出します。

税率と課税標準額

本市の固定資産税率は1.4%です。

課税標準額は、原則として固定資産の価格（評価額）と同じとなります。  
 ただし、住宅用地のように特例措置が適用される場合や、宅地の税負担の調整措置が適用される場合は、適用後の算定額となります。

評価の方法

総務大臣が定めた基準に基づいて次のように評価を行います。

〔土地〕

地価公示価格や不動産鑑定評価価格を基に、宅地や農地、山林や原野、雑種地など地目別に定められた評価方法により行います。

〔家屋〕

完成した家屋の構造材や外装、内装などに評点を付ける家屋調査に基づいて算定した価格に、経過年数などの補正率を乗じて算出します。

〔償却資産〕

資産の取得時期や取得価格、耐用年数に基づき、経過年数に応じた減価を考慮して算出します。

相談

相談員が解決の方法を一緒に考えます  
 ひとりで悩まずに相談してください  
 問い合わせ 市民相談センター 杉山 ☎(23) 0088

「アドバイス」

光コラボ事業者は、独自のサービスをさまざまな料金形態で消費者に提供しています。  
 消費者には契約先の選択肢が増えた一方、光コラボ事業者の強引な勧誘や説明不足により、「関係ない事業者と契約してしまった」「知らないオプション契約をさせられ、料金が高くなった」などの問題が発生しています。

光コラボは光コラボ事業者との新たな契約であり、NTT東西との契約ではありません。月額料金やオプションサービス、解約料などを正確に理解しましょう。  
 契約後に別の光コラボ事業者に乗り換えたり、再度NTT東西と契約する際には、工事が必要となり、光電話の電話番号などを引き継ぐことができなくなります。  
 多くの光コラボ事業者は、契約期間内に中途解約すると解約料が発生しますが、初期契約解除制度で書面受領日から8日間は、契約解除できます。  
 勧誘されてもすぐに返事をせず、契約内容などを十分に比較や検討し、必要がなければきっぱりと断りましょう。

光コラボの契約に注意！

光回線を契約している会社の代理店を名乗る者から「毎月の料金が安くなる」といった新サービスを勧める電話がありました。  
 契約している会社からの新プランへの変更案内だと思い、言われるままにインターネットで転用承諾番号を取得し手続きを行いました。後日登録完了通知が届き、別会社と契約したことが分かりました。

光回線を契約している会社の代理店を名乗る者から「毎月の料金が安くなる」といった新サービスを勧める電話がありました。  
 契約している会社からの新プランへの変更案内だと思い、言われるままにインターネットで転用承諾番号を取得し手続きを行いました。後日登録完了通知が届き、別会社と契約したことが分かりました。